

引き渡し注意書兼物品受領書

- 1 物品の引き渡し後の返品は認めない。
- 2 物品引き渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引き渡し後は15日以内に搬出すること。
- 4 引き渡し後速やかに名義を変更し、変更した旨の記載された書類を福島森林管理長へ提出すること。
- 5 車体に表示してある「林野庁関東森林管理局」「国有林マーク」「唐草模様」等は、買受者の責任により消去し、写真を福島森林管理署長へ提出すること。
- 6 引渡し、名義変更、表示の消去、その他一切に係る費用は買受人の負担とする。

上記「引き渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。

物件番号1号：スバル フォレスター（福島300む7383）

福島森林管理署長 殿

令和 年 月 日

住 所：

氏 名：

引渡職員	
------	--